



茨木市立東中学校 生徒指導推進委員会
 生徒指導通信7号 令和3年9月17日
 文責：生徒指導主事 森山 聡

根気よく、主体的に学ぼう ～自分も周囲の人大切にしよう～ 自分と向き合い、進路を切り開こう

～「いじめ」って？～

学校ではたくさんの方が生活をしています。たくさんの方がいればいるほど、それだけの価値観があり、コミュニケーションをとってお互いを知り、時に譲り合い、時にぶつかり合うことが多くあります。

その中で学校で「いじめ」はあっていい理由なんてないし、絶対に許されないことです。しかし、「いじめ」という見方がここ数年で大きく変わっています。生徒のみなさんより、保護者のみなさんの方がギャップが大きいと思うので、頭の片隅に入れて頂けたらと思います。

まず、いじめは『いじめ防止対策推進法』という法律によって定められています。法律の文章はとても難しくかいているので簡単に説明すると・・・

～いじめとは～

- ①加害者（A）も、被害者（B）生徒であること
- ②AとBの間に一定の関係が存在すること（同じクラスとかであれば、それはあてはまります）
- ③AがBに対して心理的（気持ちの面）又は物理的（暴力はもちろん、SNSやインターネット関係も）な影響を与える行為をしたこと
- ④Bが心身の苦痛を感じている事

保護者の方の中にはもしかすると、

あれ？ これだけでいじめになるの？
 こんなケンカちゃうん？
 と、思われる方もおられるかもしれません。

この法律ができる前の、いじめの定義には

- 自分よりも弱い者に対して一方的に。
- 継続的に ●深刻な苦痛 といったものがありました。



しかし、今は「深刻ないじめ」になる前の「いじめの芽」や「いじめの兆候」も「いじめ」としてしっかり捉え、大きな傷になる前に、そして見落とさないためにもいじめの認知を積極的に行っています。重大な問題になる前に摘み取ればという意味合いです。

このような視点から、もしも東中学校のいじめの件数が多くても、実はそれは早期に対応していると考えてもらえればと思います。

これも昔であれば、「〇〇中学校はいじめが多いらしい」とか「いじめがゼロじゃない」とマイナス要素で捉えがちでしたが、そうではなく大きくなる前に早期に対応していると考えていってもらえればと思います。

緊急事態宣言が延長され、オンライン授業が始まり、学校行事も形を変え、生活リズムも変わり、心の不安や不調から何かにあたってしまったり、それが例えば友人との信頼関係が壊れるものであったりしないよう生活していきたいですね。

いじめであってもなくても、しんどいなと思う事があれば、家族や友達、先生など誰でもいいので相談してください。

今日配布するカードの相談先などもそのひとつです。

～間違った偏見をしないために～

コロナウィルスとの闘いはまだまだ続きそうですが、残念ながら世界中でウィルス以外との闘いも起きてしまっているそうです。コロナウィルス感染症から、体だけではなく心や社会を守っていききたいです。

日本赤十字社が作成したアニメーションをぜひ見てみて下さい。

「日本赤十字社 ウィルスの次にやってくるもの」

で、検索すれば視聴できます。

ぜひ、友達や先生、親とも共有してみてください。

